

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会
利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会
(第8回)
議事録

- 1 日時：令和8年6月24日（水）14:00～14:39
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
大橋主任、西村（真）委員、北専門委員、西村（暢）専門委員、
三澤専門委員、宮川専門委員、宮田専門委員、横田専門委員
 - ・ オブザーバー
柳原公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐
 - ・ 総務省
湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
飯嶋料金サービス課長、内藤消費者契約適正化推進室長、
笹川料金サービス課課長補佐
- 4 議事

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はオンライン会議での開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能や、事前に御案内している事務局の電話番号などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

委員会の議事進行につきまして、大橋主任より、よろしくお願いいたします。

【大橋主任】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ本日も御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第8回の会合を開催とさせていただきます。

本日は委員 8 名、全員御参加いただいております。

議事に入る前に、本日の配付資料について、事務局よりお願いいたします。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日の配付資料は、資料 8－1 の 1 点と参考資料 1 点となっております。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

【大橋主任】 それでは、議事に移りたいと思います。

本日は、専門委員会とりまとめ 2026（案）について御議論いただくということでございまして、まず事務局より御説明をお願いいたします。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局から資料 8－1 に基づきまして説明をいたします。とりまとめ 2026（案）でございます。

1 ページ目が目次になっております。第 2 章が今期の検証事項のとりまとめ（案）でございまして、第 1 節が 27 条の 3 の規制の在り方の総論、そして第 2 節が顕在化している課題として、5 つのトピックをまとめております。

2 ページ目を御覧ください。まず「はじめに」ということで、検証の背景・方針を示しております。電気通信事業法第 27 条の 3 の規制について、目的に見合った必要最小限のものに見直していくべきではないかとしております。電気通信事業法では、携帯電話の利用者料金や提供条件についての事前規制が撤廃されておまして、本来であれば、事業者が料金や提供条件を自由に決定して、市場で競争を行うことが望ましいところです。

しかし、過度な利益提供や囲い込み行為など、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由な選択が阻害されているといった課題があったことから、2019 年に 27 条の 3 を導入しまして、これまでルールの見直しを重ねてきたところです。

この 27 条の 3 は、利用者起点の競争促進ルールでございますけれども、通信市場や端末市場のプレーヤーの事業活動に直接影響を与える競争制限的な側面もあるということで、目的に見合った必要最小限のものとなるよう、規制の在り方を議論することが適当であり、本委員会では、現在の市場環境や規制の効果を検証するための指標を設定し、規制の最小化の可否を検討する方針でございます。

3 ページ目を御覧ください。これまでの議論と今後のスケジュールでございます。今期は関係者へのヒアリングを踏まえて、現在の市場環境と規制の効果を検証し、今後の

規制の在り方を議論するための指標を設定するとともに、短期解約問題をはじめとする顕在化している課題について、対応策を議論したところです。

今期のとりまとめ事項につきましては、本委員会の親会である市場検証委員会に報告し、市場検証委員会の検証事項と併せて、令和7年度評価として意見募集を経て、令和8年秋頃に答申予定です。そして、答申を踏まえて所要の制度改正を順次進める予定です。

そして次期以降、指標に沿って規制の在り方を引き続き議論し、併せてとりまとめを受けて制度改正した事項については、必要に応じて事後検証やフォローアップを実施することとなります。

5ページ目以降が今期の検証課題ということで、まず5ページ目、規制の在り方（総論）についてでございます。

5ページ目から7ページ目までで、現在の市場環境や27条の3の規制の効果について、ヒアリング項目に沿って関係者の意見をまとめております。

そして8ページ目から10ページ目、委員の意見をまとめておきまして、27条の3の規制の最小化につきましては、諸外国の状況も参考にしつつ、規制の在り方を検討すべきとの意見や、利用者がサービスを理解して契約する重要性について指摘する意見が多数、挙がったところでございます。

11ページ目が評価・考え方として、規制によって過度な値引きや囲い込み行為が解消されたことから、一定の効果があつたと評価できる一方で、値引き等の誘引力に頼った競争慣行自体はいまだ継続をしていて、規制を撤廃すると過剰な利益提供につながるとの指摘があることから、現時点で直ちに規制を撤廃することは避けることが適当とした上で、どのような状況に至れば段階的にでも規制を緩和することが可能か、指標に沿って検討を進めるべきとしております。

そして、②の指標について、指標においては市場動向データだけでなく、通信サービス等に対する利用者の理解や意識についても把握することになりますけれども、利用者への分かりやすさ、そして利用者への適切な説明というのは、通信事業者や販売代理店等の関係者が日々自主的に取り組むべきという点も記載しております。

12ページ目からが、規制の効果検証や在り方検討のための指標についてで、12ページで基本的な考え方を示しております。②の評価軸のところでは4つの評価軸を示しておりますが、①市場における競争状況の定量的な把握、これに加えて、②の利用者がど

のようなサービスを選択可能であって、③そのサービスの内容をよく理解した上で選択できているか。そして④として、値引き等の誘引に頼った競争慣行自体は継続していることから、当該競争慣行が市場や利用者に及ぼす影響についても把握するという事としております。

13ページ目と14ページ目で委員の意見をまとめておりまして、これも踏まえて15ページ目から18ページ目のとおり、4つの評価軸に沿って個別の指標を設定しているところでございます。

20ページ目からが顕在化している課題についてでございます。まず20ページで、短期解約問題について、現状と課題をまとめております。27条の3においては、この①のオレンジ枠で示しているとおり、乗換えがしやすい環境をつくるための規制をしておりますけれども、これによって乗換え契約時に特典を一括付与する商習慣となっていたり、また、乗換え特典の額に比べて違約金等の諸費用が小さくて、解約者の手元に利益が残りやすいという状況がありまして、乗換えがしやすい環境を悪用して、特典を目当てに乗換えを短期間で繰り返す利用者が発生しているところでございます。

②短期解約の問題点としては、事業運営上の損失や解約による顧客流出を新規獲得で補うために、販売現場が利用者に強引な販売をしてしまうこと等が関係者から挙げられたところでは。

また、③外形的には短期解約であっても、実際に特典目当ての乗換えや解約かどうかを特定することは困難であると関係者から回答があったところです。

21ページ目から23ページ目までが関係者の意見でございます。21ページ目で、関係者が自主的な取組を行いつつも、ただ、その限界ゆえに規制の見直しによる対処を求めることを示しておりまして、22ページ目で、関係者から挙げられた規制の見直し案を3つ示しております。

案1として、乗換え特典付与時の継続利用条件の緩和、案2が解約時の違約金の上限の引上げ、また、案3が利益提供上限額の引下げでございます。このうち案1につきましては、23ページ目で短期解約問題の対処の有効性やスイッチングコストの観点から、緩和の期間や程度についても関係者から意見があったところでございます。

24ページ目から26ページ目までが委員の意見となっております。乗換え特典目当ての悪質な短期解約かどうかの特定が困難であるという点に着目して、必要最小限の見直しとすべきという意見があった一方で、ホッピング抑止効果の観点から、案3の上限

引下げの有効性や、また、案１の緩和期間や分割付与方法の是非に言及する意見もあったところです。

２９ページ目からが評価・考え方になっております。①のところで、短期解約問題というのは、まず第１に、利益提供する主体の自主的な取組を求めるべきとした上で、②において、自主的取組だけでは限界があることや、短期解約原因の作出者ではない関係者が被害に遭っているという実態も踏まえますと、より競争制限的でない形で、必要最小限の範囲で規制を見直すことが適当としております。

そのような観点で、３０ページにおきまして規制の見直し案を評価しますと、案２や案３は、通信品質に不満を持って、結果的に短期解約した善良な解約者がいる中で、違約金というペナルティーによりスイッチングコストを上げたり、また、規制によって特典の付与可能額を物理的に引き下げるなど、より競争制限的であるため、まず案１による見直しが適当としております。

そして３１ページ目、案１の緩和の程度につきましては、短期解約問題への対処としての有効性と、また、過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮しまして、乗換えから一定期間経過後に特典を付与することは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り最長１年間実施できるように見直すことが適当としております。また、競争制限的でない形での見直しという観点からは、乗換え直後の特典一括付与を現時点で規制しないということ、また、詳細な制度設計に当たっては、必要最小限の規制としつつも、規制の潜脱につながらないようにする点も記載しております。

３２ページ目が⑤事後検証の在り方でございます。関係者の自主的な対応や案１による規制の見直しの効果は、今後、本委員会において検証することになりますけれども、関係者が必要な取組を尽くしているかどうかという観点から検証して、一定期間内の解約状況等、関係者が検証を求める事項も、本専門委員会の事後検証の中で適宜フォローすべきとしております。

３３ページ目が新規契約を条件とする通信料金割引との関係ということで、今般、案１の継続利用条件を見直すことで、新規契約を条件とする通信料金割引も、最長１年間に限り可能となるということ、また、特例としてのお試し割を見直し後の制度に統合すること等を記載しております。また、通信料金割引によって、利用者が契約内容を誤解することがないように案内することが適当としております。

また、関連して３４ページ目では、今般の緩和により可能となる新規契約を条件とす

る通信料金割引の実施状況を注視するとともに、新規契約を条件としない通信料金割引が事業者間競争に与える影響について、把握方法の実現可能性等を検討すべきとしております。また、⑦その他で、より広く現行の厳格な囲い込み規制の考え方を全体的に見直すべきという意見や、プランの月額料金に連動した上限ルールへの移行によるホッピング問題の解消などの意見も出たところですが、こちらは短期解約問題の対処とは切り離して、指標に照らして今後見直しを検討すべきとしております。

35ページ目からが、端末購入プログラムにおける残価率の算出ルールでございます。

35ページ目で現状と課題を示しておりまして、端末購入プログラムを通じた端末買取り時の残価率の算出について、問題点として、現行ルールのグループ化においてMNOの裁量を広く許容していることによる規制の潜脱、算出に当たってRMJの買取り実績データを参照することの是非、また、算出ルールの運用負担が挙がっていたところでございます。

38ページに移っていただきまして、関係者からは見直し案として主に2つ挙がっておりました。一つが、現行ルールにおいてグループ化を禁止して、機種ごとに残価率を算出するというもの。そして2つ目が、全機種・全キャリアで一律の残価率を算出するというものです。

この機種ごとに算出する案に賛成する根拠としては、規制の潜脱防止ですけれども、機種ごとの算出を徹底する場合は、買取り台数の少なさに起因して残価率が不正確になるというおそれがあります。他方、全機種・全キャリアの残価率一律化に賛成する根拠としては、残価率算出に当たってのMNOの裁量排除や算出負担軽減であり、また、既存の買取り実績を参照して、将来の買取り時の価格算出自体に限界があることから機種ごとの市場価値の違いは考慮しないという一種の割り切りをするというものでございます。

39ページ目から40ページ目にかけて、委員からの意見となっておりまして、委員からは残価率を全機種・全キャリア一律とすることの是非を問う意見や、逆に一律化によるシンプル化を肯定的に捉える意見、また、算出におけるMNOの裁量を排除すべきという意見や、機種ごとの算出やグループ化の細分化、また、新しいタイプの端末発売時の算出の課題等について意見があったところです。

41ページ目が評価と考え方になっておりまして、①見直しの方向性におきまして、中古端末市場において機種ごとに市場価値が異なり、本来価値の低い機種の残価率を引

き上げることは、規制の潜脱に当たるという考えに基づきますと、全機種の残価率を一律化する案を採用することは適当ではないとした上で、MNOの裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する方向で、現行のグループ化を見直す方向性を示しております。

そして②において、グループを細かく分類する案や機種ごとの残価率算出の原則化、この双方の課題に言及しながら、詳細な見直し方策は、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進めることが適当としております。

42ページ目からが特定関係法人の規律でございます。MNOによる規制の潜脱を防止することを目的としまして、27条の3の規制対象サービスを提供しているMNOの特定関係法人を同条の規制対象としておりますけれども、これについてMVNO事業者間の競争が公平ではない等を理由として、特定関係法人を27条の3の規制対象外とすべきと要望があったところでございます。

44ページから48ページにかけて、独立系MVNOと特定関係法人との競争状況について、現在のシェアやルール導入時からの事情の変化を検証した上で、特定関係法人を規制対象外とするかどうかの判断軸は、効果的な潜脱防止や事後検証ができるかどうかであるという点を44ページで示しております。

そして49ページ目から51ページ目までが関係者の意見ということで、MNO、独立系MVNO、そして特定関係法人の意見でございます。27条の3の規制の潜脱防止の必要性や、事後的に潜脱行為を確認し業務改善命令等で対処するだけでは不十分であるという点を指摘する意見が挙がっており、また、27条の3の潜脱防止のために、そもそもMNOによるグループ内優遇を防止すべきという意見もありました。

52ページ目が委員の意見でございまして、検証に当たってはルール導入当初からの事情の変化や、独立系MVNOと特定関係法人との競争状況、また、特定関係法人に関する電気通信事業法令の諸規定との関係を整理すべきという意見があつて、また、規制潜脱の防止や事後検証を前提として特定関係法人を規律対象外とすることに対しては、賛同する意見が複数挙がったところでございます。

53ページ目から54ページ目が評価・考え方でございます。

まず、53ページ目の①見直しの方向性ですけれども、27条の3の導入当初からの事情の変化や対象サービスのシェアの推移、また、規制の最小化の方針に照らしますと、27条の3の規制の潜脱防止を前提として、特定関係法人を27条の3の規律対象外と

することが適当であるとしております。そして、規制の潜脱が疑われる行為を実効的に防止する方策としましては、ガイドラインにおいて潜脱の行為類型や考え方を明記するとともに、事後検証を迅速に行う仕組みの導入を挙げております。

また、54ページの③におきまして、グループ内優遇全般を検証対象とすることは、特定関係法人を27条の3の規律対象外とすべきかどうかの議論の範疇を超えるものである点や、また、本委員会の親会である市場検証委員会でのグループ内優遇の検証の状況を注視すべき点についても言及しております。

55ページ目が廉価端末特例についてです。こちらは端末価格や資材の高騰を背景に、廉価端末特例の2万円の基準を引き上げる方向での見直し要望が一部関係者からあったところでございますが、現行ルール維持を求める関係者が多いことから、現時点では廉価端末の基準を見直す必要はないと評価しております。ただ、利用者の選択肢の観点から、廉価端末の販売状況について引き続き注視していくことが適当としております。

そして最後に56ページ、MNOが販売する認定中古品の割引に関して、現状としては、27条の3の利益提供のルールは、新品端末と中古端末とを区別せずに、端末価格に応じて利益提供の上限額が変動するルールとなっております。最近、MNOが認定中古品の端末を販売しており、現行の上限のルールの範囲内ではありますが、新品同様に多額の割引を行って中古端末市場への影響が懸念されるということで、MNOが中古端末を販売する際の利益提供を、新品端末販売時よりも厳格にすべきではないかという意見が一部挙がったところでございます。委員の意見としては、MNOと中古市場それぞれの中古端末の販売価格を比較する等して、まずは中古端末市場への影響を検証すべき、その上で、利益提供上限規制の在り方を検討すべきという意見がございました。

57ページ目で評価と考え方を示しております。27条の3の利益提供規制の考え方として、主にMNOによる過度の端末値引き等、誘引性に頼った競争慣行を是正するものとしておりまして、これまで中古端末市場との関係では、27条の3の規制ではなく、SIMロックやネットワーク利用制限の文脈、また、業界の自主的取組の後押しを通じて、利用者が中古端末を安心して使える環境構築を支援してきたところでございます。

27条の3の規制の最小化の方針に照らすと、利益提供ルールを厳格化することは慎重に考える必要がありますが、まずは端末市場の動向やMNOによる認定中古品の販売や、その割引の状況を注視することが適当であるとしております。

58ページ目からは参考資料になっておりまして、説明を割愛させていただきます。

駆け足ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。これまでの委員の皆様方の御意見を基に、事務局でとりまとめた案になります。相当大部な資料になっているところです。

こちらについて意見交換をさせていただければと思います。この資料8－1について御意見等ある方は、チャット欄あるいは挙手によりお知らせいただければ、私から指名させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、西村委員、お願いいたします。

【西村（暢）専門委員】 中央大学の西村でございます。事務局におかれましては、これまでの成果を丁寧にとめていただき、感謝申し上げます。

私から2点、まず簡単なコメントをさせていただければと思います。

まず1点目でございますが、今回まとめていただきましたスライドですと8ページ目になります。諸外国との相違点に着目した意見というところがございます。特に上から3つ目の点についてでございます。関連する諸外国の規制動向と、事業者の行動にも注視しつつ、日本においてなぜこのような状況が生じるのかということに関しては、やはり継続した情報収集、慎重な分析、検討が求められているところだと思っております。この点は今後の見直しの際にも、非常に有益な論点になってくると思っております。1点目でございます。

2点目、これは17ページ目以降に指標というものをまとめていただいております。特に利用者側からの視点ということで、今回ずっと議論になってきたかと理解しております。利用者の間で、やはり事業者間の乗換え、これに対する障壁というのを分析するという点に関しては、やはり継続的な調査が要るかと思っておりますし、この重点的に着目すべき指標一覧というのは、今後も更新されていくものという点で非常に重要と考えております。

さらに、特に18ページ目で覆面調査というところも指摘していただいております。やはり現場における法運用、ルール運用という観点からも、この点は各事業者、それから、総務省、様々に取組を継続していただければと考えております。

コメント2点、申し上げさせていただきました。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様方で御発言希望あればと思いますが、いかがでしょうか。それでは、北委員、お願いします。

【北専門委員】 野村総研の北でございます。

まず事務局におかれましては、大部のとりまとめありがとうございます。

私からは4点コメントがございます。

1点目ですが、3ページの今後のスケジュールのところです。今年の秋頃の答申を踏まえて所要の制度改正を行うというスケジュールになるということで、例年のように年内施行には間に合いそうもありません。特に短期解約問題につきましては、MVNOが踏み台にされ続けていること、出張販売やイベント販売現場で今なお苛烈なポートイン競争が続いていることを鑑みますと、総務省の御担当者、大変御苦勞をおかけしますが、27年1月末など、一日も早い施行を期待いたします。

2点目、具体的な指標の在り方のところで、15ページに、必要に応じて端末を購入した利用者のうち、新規契約と既存利用者の割合などを他の市場動向データとも比較しながら評価するという記述を加えていただきました。現状、何回か同じことを発言していますが、機種変更に来たお客様を、端末が安くなるからといって一旦、他社にポートアウトさせてからポートインさせるとか、近隣の競合他社のお店に相互誘導するとか、新規契約で端末を安く買わせてからSIMを入れ替えて、新規回線は他店舗で解約させるとか、そういった数々の手口が行われ、不自然に機種変更が少ない状況に今なっております。これが今後改善されていくのか、しっかりとデータをウォッチしていきたいと思っております。

3点目、短期解約問題でございます。32ページです。私はこの短期解約問題に対する解、案1から3につきまして、案1だけではなく、案3の利益提供上限の引下げも行わないと、不健全なキャリアホッピングに終止符を打つことはできないと何度も主張してきましたが、今回は案1だけにとどめることになりました。また、案1についても、一括での利益提供の禁止や、12か月間の均等分割にすべきではないかとか、通信契約の利用に連動した分割利益提供のみ認めるべきではないかといった意見もありましたが、今回は最小限の範囲で見直しを行うという方針に照らして、規制せず、キャリアが自由に設計できる制度となりました。

これは過去20年間、キャリア間の熾烈な顧客獲得競争による過度な利益提供を、自分たちでは止められないから止めてくれということで規制を強化し続けてきたところから、キャリア自身の自主的な取組に期待するという、大きな政策の方向転換を図ることになるんだと思います。

今回、最長12か月に継続利用条件を緩和して、選択肢をキャリアさんにお渡ししましたが、再びキャリア間競争によって12か月から6か月、3か月、そして1か月での一括での利益提供に収れんしたり、特典付与期間の前半に特典の大半をするような分割付与を行ったりすることで、ホッピングが止まらないということになった場合は、それは事業者自身の選択の結果にすぎないと突き放す形となります。ですから、今後どこか一社が他社を出し抜くために打った打ち手が、業界全体を泥沼に引き込む行為になりかねないということを十分理解した上で、打ち手を考えていただきたいと思います。

最後4点目、残価率算出ルールについてでございます。41ページです。このページの下から2つ目の段落にありますように、私は、グループ化を前提とせず、機種ごとにキャリア共通の残価率を算出すべきだと考えています。新しいタイプの機種が、複数のキャリアから同じ機種が発売された場合、分かりやすい例で言えば、例えばiPhone 16eが発売されたとき、キャリアAはiPhone 14の残価率、キャリアBはiPhone SEの残価率を参照するというように意見が割れた場合は、両機種の残価率の平均値を採用するといったルールを決めればいいのだと考えています。

また、販売台数の少なさによるデータの揺らぎについても、統計的に信頼できる最小サンプル数、例えば100サンプル以上と定めて、その数に達するよう、類似した機種を合算するといったルールを設ければいいのではないかと考えます。

いずれにせよ、各機種の残価率が本来の市場価値から乖離しないようにすることで、メーカー間の健全な競争環境を整えるということが肝要だと考えています。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。三澤委員、お願いします。

【三澤専門委員】 FMMCの三澤です。

事務局の皆様、多くの課題を短期間にとりまとめていただいて、どうもありがとうございました。私からはまずコメント1点と、先ほどの西村先生のコメントに関連して、私から申し上げたい点がございます。

1点目は北先生と同じなんですけれども、短期のホッピング問題についてです。短期解約によるホッピングの問題は、なるべく早くアクションに移せるといいなと期待しております。そのためには、特にキャリアの皆様の取組が重要になるかと思いますので、キャリアの皆様には今後、大変頑張っていただけるように期待したいと思います。

が1点目です。

2つ目、先ほどの西村先生のコメントの2つ目に関連して、資料9ページ目の諸外国の動向も今後ウォッチしていく必要があるということで、私からご紹介したい内容がございます。

この専門委員会の最初の会で韓国の動向についてインプットさせていただきました。その後、日本の議論にも参考になりそうな取組を、韓国で今トライ・アンド・エラーを繰り返しながら進めている動きもございますので、それが今年のまた現在進行中の秋から冬にかけて、一区切りまとめられそうな目途がついたところで、また情報インプットの機会を設けさせていただければと思います。

端末流通法が廃止されて規制が緩和された後に、市場がどのような形になっているか。特に隣国でもキャリア、MVNO、携帯ショップ、メーカーといった4つの業界団体に現在、隣国でも政府が端末流通の課題についてヒアリングをしているところです。この動きと並行して、端末流通法廃止後の総合対策、こちらが予定ではもう少し早くできるだろうという目途でしたが、隣国もかなり苦労しているようで、まだ時間がかかるようですが、年内には何らかの形で出てくると見ております。

それから、また新しい取組として、資料の12ページ目、この資料の②評価軸の在り方の小さな2ポツ目、利用者のニーズに合ったサービスが提供されて、かつ、利用者が合理的な選択をできているかどうか。韓国でも同じように、これが今、政策の中心になっておりまして、利用者が果たして合理的な選択をできているかどうかということで、秋から新しい制度を入れる予定がございますので、こうしたような情報のインプットをまとめて、どこかの時点でさせていただきたいと考えております。

以上です。

【大橋主任】 ありがとうございます。

お手が挙がっている委員の方々にはすべて御発言いただきましたので、コメントに対して事務局から御回答をいただけますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。先生方、多くの御意見、コメントをいただきまして、ありがとうございます。主に指標に関して言うと、諸外国との比較も含めた市場動向のフォロー、また、分析の重要性に言及いただきまして、さらに、短期解約問題や残価率算出についての今後の制度設計や、短期解約問題の関係者の自主的取組についても言及いただいたと思っております。

事務局としても今後の市場分析、また、必要な改正事項の制度改正に向けた協議、検討に取り組みたいと思います。また、短期解約問題につきましては、関係者の自主的取組を求めたいと思いますし、事後検証の在り方についても今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。様々御意見いただきまして、ありがとうございます。

事務局にも大変丁寧に、事業者も含めて委員の御意見もいただき、こうした形でとりまとめ（案）をいただきまして、御尽力に感謝申し上げます。委員から様々今後の方向性についても多くの御指摘いただいたというふう認識をしています。

他方で今回、この方向でとりあえず事後検証あるいはフォローアップもしっかりやっていきながら、方向性を見定めていくという意味での第一歩として、今回このとりまとめ（案）として、大きな御異論はなかったのかなと思います。

もしこちらのほう、方向性として了としていただけるのであれば、とりまとめ（案）の軽微な修正については私のほうに御一任いただきつつ、とりまとめを踏まえて、この先、制度改正等に進めていきたいと思いますが、そうした方向で御異論ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大橋主任】 ありがとうございます。

御異論ないということですので、この形で事務局においては進めていただきつつ、また引き続き、今後もほかの論点、囲い込み規制の在り方等含めて、引き続き御議論させていただくことになりますので、委員の皆様におかれては引き続き御議論をお願いできればと思っています。

それでは、今回のとりまとめはこちらのほうとさせていただきます。本日、午後の時間帯から熱心に御議論いただきましたこと、感謝申し上げます。

もし事務局のほうから連絡事項等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。先生方、これまでとりまとめに向けて活発に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の専門委員会の日程につきましては、別途、事務局より御連絡を差し上げます。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事、以上で終了となりますので、これにて閉会とさせていただきます。本日も大変熱心な御議論をいただきました。ありがとうございました。

以上